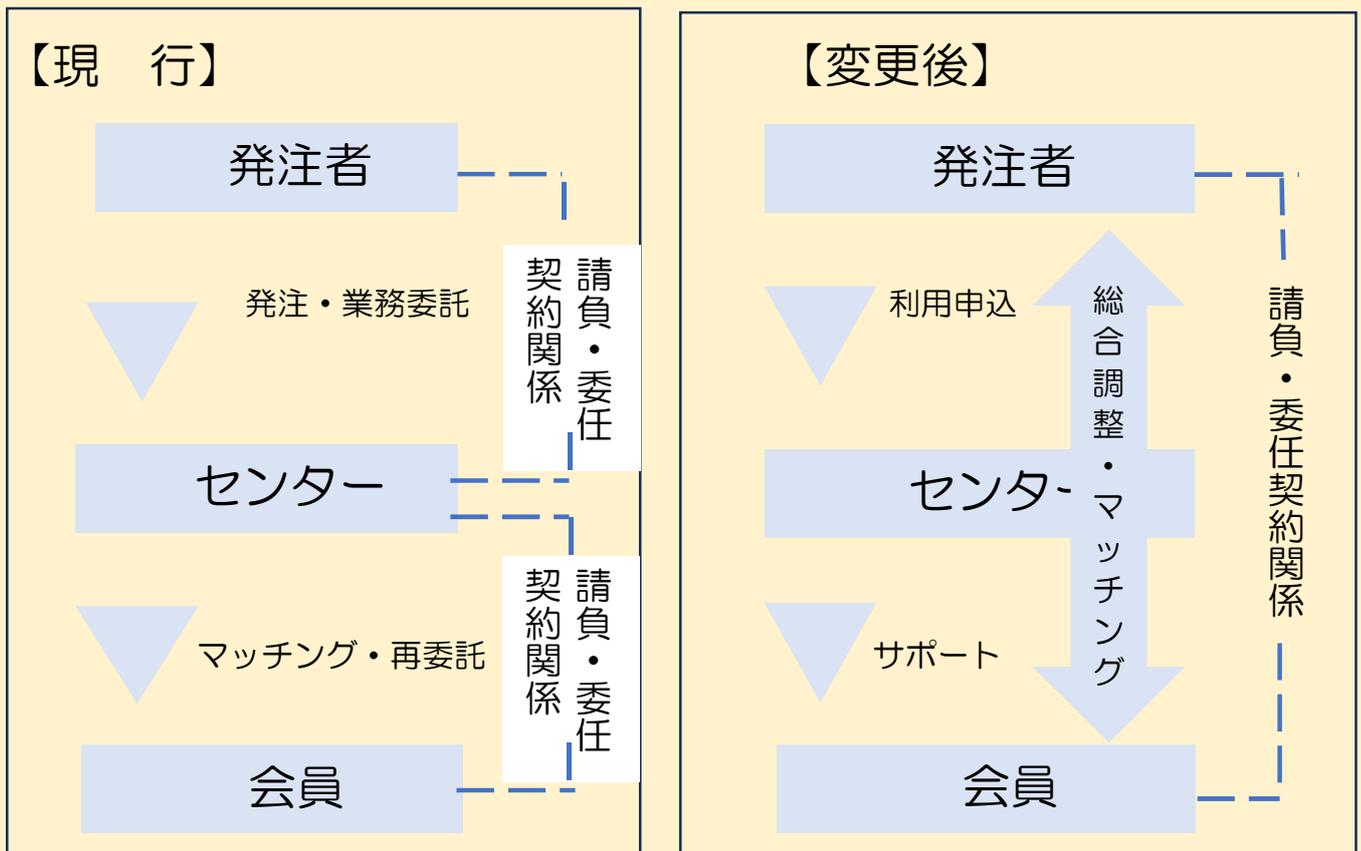


請負・委任で就業される会員のみなさまへ

令和7年4月から就業機会の提供における契約関係が 変わります！

いままでは、請負・委任（剪定・草刈り、草取り、施設管理、清掃等）で就業される会員の方は、前もって、事務局が発注者と打合せして、発注者と契約書を取り交わしていましたが、令和5年5月12日に「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布され、令和6年11月1日に施行されました。この法律により、センターも契約方法の見直しを行うようになりました。契約方法の見直しについてのご理解をお願いします。



注、フリーランスとは、会社や団体等の組織に所属せずに自由に契約をして仕事をする人のことで、シルバーの会員も特定受託事業者になります。

 **裏面**もご覧ください

現行との変更点

1 会員とセンターの関係

発注者と会員の間で契約関係が生じますが、会員は現行と基本的に変わることはなく、センターが、発注者と会員の間に入って様々な調整を行い、仕事の履行や会員が安心して働く環境の確保等についても、現行と同じようにセンターが責任をもって対応します。

2 業務仕様書への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することには変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約か関係が成立することとなります。

なお、発注者が事業者（個人以外）の場合は、就業する前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法（スマートフォンやパソコン）により明示することとなります。

3 デジタル化による対応について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、事務所での手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかりますので、センターでは、「会員業務仕様書」の内容を「スマートフォンを使用している会員」におかれましては、紙媒体ではなく、デジタル明示を可能とするシステム登録をお願いします。（詳しくはセンター職員にお尋ねください）

（問い合わせ先）

公益社団法人 佐伯市シルバー人材センター

電話 0972-23-3001

FAX 0972-24-3340